

カリフォルニア州における事実婚同棲の 解消にともなう財産分与について

—— Marvin 事件判決を中心として ——

酒 井 誠

一、はじめに

二、各事実婚の概観

三、事実婚（≡不法婚）の解消にともなう財産分与の方法

(一) Marvin 事件判決

(二) Marvin 事件判決における救済方法

(三) Marvin 事件判決以前の判例の動向

四、おわりに

一、はじめに

アメリカ合衆国では、正式な婚姻（法律婚）の方式によらず、事実上の配偶者（*de facto spouses*）として同居しているカップルの数は、一九七七年には、一九七〇年の二倍以上、すなわち、一三三万人以上にも及んでおり、¹⁾現在も、それは、なお、増加の傾向にある²⁾ことである。

ところで、このような事実上の配偶者関係（事実婚）の

解消が行なわれるに際しては、たいていの場合、事実上の配偶者の一方が、他方配偶者の財産上に権利を有すべきかどうかという複雑な法律問題を生じることとなる。

しかし、それにもかかわらず、カップルは、なぜ、正式な婚姻方式を経ることなくして同居することを選択するのであろうか。それには、以下のような理由、すなわち、

- (1) 婚姻してからの生活がうまくいくかどうかということを試験するために同居する、つまり、試験期間 (trial period) をもつため、

- (2) 婚姻関係中に蓄積された財産を均等に分割することを避けるため、

- (3) 年金 (pension)、福祉あるいは租税上の利益 (tax benefit)⁽³⁾ の喪失を避けるため、

- (4) 前婚を解消するための基金 (funds) がないという理由から、後婚を事実婚でなすことにより、重婚罪の訴追 (bigamy prosecution) を避けるため、

- (5) パートナー双方が同性であるため、

- (6) Common law marriage が廃止されているにも

かわかわらず (とりわけ、カリフォルニア州では、一八九五年に廃止)、いまだ、それが有効であると事実婚同棲者が誤って信じているため、ということなどが挙げられている。⁽⁴⁾

このような理由などにより事実婚が選択されているわけであるが、その理由とするところに応じ、アメリカ合衆国においては、事実上の家族関係 (de facto family relationship) を生じる事実婚は、さらに、儀式婚 (ceremonial marriage)、common law marriage、想像婚 (putative marriage)、不法婚 (meretricious marriage) というように大別されている。⁽⁵⁾ これらのうち、儀式婚、common law marriage、想像婚は、日本における内縁 (婚姻意思を有してはいるが、その関係は、事実的・偶発的に事実上の婚姻にとどまる⁽⁶⁾) に照応するものと考えられ、したがって、その解消に際しては、後述するように種々の法的保護が与えられている。しかし、これに対して、その関係が有効な婚姻を構成するものではないという認識をもって、当初から、事実上の夫婦関

係の形成を目的として、選択的・意図的に形成される不法婚の当事者には、不法婚の性質上、種々の問題、とりわけ、その解消に際しての財産帰属の問題が生ずることとなる。そこで、本稿においては、まず、各事実婚について概観し、次に、いずれは日本においても大きな法律問題となるであろう不法婚の解消にともなう財産上の問題について、カリフォルニア州の判例、とりわけ、*Martin* 事件判決を中心として検討を加えさせていただく。

なお、浅学のため、必ずしも適当でない訳語も存在すると思われるが、それにつきご指摘、またご教示賜われは至上の幸である。

〔注〕

- (1) U. S. Bureau of Census, *Current Population Reports*, Series p. 20, No. 323, March, 1977.
- (2) L. Ryder Mason, *California Family Law Handbook*, 1980, p. 16.
- (3) 双方の収入が同一の場合には、独身の方が租税上の利益をうける。Property Right upon Termination of Un-

married Cohabitation, *Havard Law Review*, Vol. 90, p. 1714.

(4) Mason, *op. cit.*, p. 16.

(5) Irving J. Sloan, *Living Together Unmarried and The Law*, 1980, pp. 1-5, *Havard Law Review*, *op. cit.*, p. 1710.

(6) 太田武男・内縁の研究七一〇二頁。

二、各事実婚の概観

本稿の目的である不法婚の解消にともなう財産分与の問題について述べる前に、まず、各事実婚およびその法的保護につき概観する。

(1) 儀式婚 (Ceremonial Marriage)

これは、当事者双方を死亡あるいは離婚によってだけしか解消されない関係に結合する正式な儀式 (formal ceremony) を経たないにより成立するもので、法律上、有効な婚姻とみなされている。したがって、このような儀式婚の当事者には、法律上の婚姻同様 (marital co-habitation) により同居する権利が与えられ、共有制を

認める州においては、各当事者は、婚姻中にいずれか一方の当事者によって獲得された財産に対し、平等に権限を与えられている。また、その当事者は、夫婦扶養 (marital support) や子の扶養 (child support) を引き受ける義務を負い、所得税総合申告書 (joint income tax return) を提出する権利を有するものとされている。そして、離婚に際しては、当事者は、子や他方当事者の扶養や子の監護 (child custody) について権利を有し、また、一方当事者の死亡に際しては、生存当事者は、故人の雇用記録 (decedent's employment record) にもとづいて、国民社会保険年金 (social security benefits) に権限を与えられ、かつ、死亡当事者が不法行為により死亡した場合には、損害賠償 (damages) を請求できるものとされている。

なお、その婚姻子は、州により嫡出 (legitimate) であると認められている。⁽⁷⁾

(2) Common Law Marriage

これは、当事者双方が、夫婦関係に入るといふ相互の

合意をなし、そのような身分 (status) にお互いを拘束することにより成立するものとされているが、この common law marriage 成立の要件は、州により若干異なっているようである。一般的には、特定期間の同棲の継続、家族関係の認識、夫婦としての世評などが common law marriage が成立するための基準とされており、これらを斟酌して、裁判所が、その成立の可否を判断することになっている。したがって、裁判上の決定 (judicial determination) が、法律上、拘束力ある common law marriage の要件ということになり、通常、その婚姻の有効性の問題は、当事者間に争いが生じるまでは決定されないわけであるが、一旦、その婚姻が common law marriage として有効であると、裁判上決定されれば、それは、法律上、伝統的な民事婚 (civil marriage) と同等となるものとされ、それゆえ、common law marriage の配偶者の地位は、民事婚 (法律婚) の配偶者の地位と同様のものとして取り扱われている。⁽⁸⁾

ただし、以上のことは、common law marriage を承認する州に⁽¹¹⁾だけ限定される。すなわち、common law marriage として承認されようであろう同棲関係は、common law marriage の有効性を承認する管轄区 (jurisdiction) においてのみ、かつ、そのそれぞれの州の common law marriage に関する成立要件が満たされた場合にのみ、common law marriage としての地位を生ずることとなる。

(3) 想像婚 (Putative Marriage)

これは、少なくとも、同棲当事者の一方が、彼らの間に存在する関係が、有効な婚姻 (valid marriage) を形成しているのだという善意の信念 (good faith belief) を有している場合に成立する。すなわち、想像婚の配偶者が、彼らの関係を有効な婚姻であると善意で信じているということが、唯一の成立要件とされており、したがって、なんらの婚姻儀式 (marriage ceremony) も、想像婚を証明するのに必要ではなく、例えば、その当事者に、common law marriage が有効であるというよ

うな善意の信念がありさえすれば、その者を想像婚の配偶者と信じている者とするのに十分であるとされている。⁽¹¹⁾

このような想像婚の配偶者 (たいていの場合、妻) には、ほとんどの州において、想像婚中に蓄積された財産に対し、法律婚の配偶者と同一の権利が与えられ、⁽¹²⁾したがって、共有制をとる州においては、たとえ、配偶者が、その割りませ (share) に対して、なんらの制定法⁽¹³⁾上の権利も有しないという場合でも、その関係中に蓄積された財産のエクイティ上の割りませ (equitable share) に権利を与えられるものとされている。⁽¹⁴⁾ また、もし、その解消に際して、なんらの財産も分配に利用できない場合には、想像婚配偶者 (putative spouse) は、他方配偶者によって与えられた扶養料 (maintenance) や生活費 (support) の価格以上に提供された想像婚配偶者の家事サービス (household services) の合理的な価値に相当する総計金額 (a lump sum) を与えられるものとされているが、永続的な扶助料 (permanent alimo-

ny)については、どの事案においても認められていないようである。

なお、その関係が、当事者の死亡により解消される場合には、生存配偶者は、故人の特有財産 (separate property) の婚姻上の割りまえ (spousal share) とともに、想像婚財産 (putative property) のすべてを与えられるものとされ、また、配偶者の死亡が不法行為によるものであれば、訴を提起することができ、かつ、生存寡婦 (surviving widow) として、労働者損害賠償死亡保険金 (worker's compensation death benefits) を受け取る権利も与えられている。

最後に、この婚姻関係から生まれた子についての問題であるが、無効婚 (void marriage) あるいは取消しうべき婚姻 (voidable marriage) 中に出生した子が、嫡出とみなされる州では、想像婚配偶者は、その子に対して、法律婚配偶者と同一の権利義務を有するものとされている。¹⁵⁾

(4) 不法婚 (Meretricious Marriage)

その同棲関係が、有効な婚姻を構成するものではないという当事者の認識のもとに、選択的・意図的に形成される男女の結合関係をいう。それにより同棲する男女が不法婚配偶者 (meretricious spouses) である。

このように、不法婚は、配偶者の一方もしくは双方が、その関係を不法なものと認識している場合に成立するものとされているわけであるが、例えば、当事者の一方のみが、現在の婚姻が無効であるとの認識を有しているという場合には、それを認識している一方のみが不法婚配偶者 (＝不法婚の当事者) ということになり、したがって、その関係が不法なものであるとの認識を有していない他方は、不法婚配偶者ではなく、それゆえ、その要件にかないさえすれば、前述した想像婚の配偶者としての法的保護、とりわけ、財産上の保護をうけうるものと考えられる。

次に、不法婚配偶者の権利義務についてであるが、これは、当然のこととして、儀式婚 (common law marriage) あるいは想像婚の配偶者と異なり、かなりの制

限をうけている。例えば、財産に関する問題についての一般原則というものは、制定法上の規定を有する州⁽¹⁷⁾を除いて、不法婚の効果について、当事者間になんらの明示的な合意 (express agreement) もない場合には、不法婚配偶者は、その関係中に蓄積された財産の割りまゑに對して権限を与えられないというものである。要するに、裁判所は、その当事者が自ら意図的に選択した地位に、そのまま彼らを放置するのである。⁽¹⁸⁾しかしながら、この一般原則は、判例により、かなりの修正をうけてきているようである。

そこで、以下において、事実婚同居者 (unmarried ⁽¹⁹⁾cohabitant) の一方が、他方の財産上に権利を有すべきかどうかという点につき画期的な判断を下したものと評価されている Marvin 事件判決を中心として、事実婚同居の解消に際しての財産権の帰属の問題についてカリフォルニア州の判例を考察する。

[注]

(7) Sloan, op.cit., p. 1.

(8) Harvard Law Review, op. cit., p. 1710. なお、common law marriage に関しては、不破勝敏夫「米国のコモン・ロー・マリッジ」、同「アメリカのコモン・ロー・マリッジ」婚姻法の研究上二六三頁以下に詳細に述べられている。

(9) Sloan, op. cit., pp. 1~2.

(10) common law marriage を承認している州は、アラバマ州、コロラド州、ジョージア州、アイダホ州、カンサス州、モンタナ州、オハイオ州、オクラホマ州、ペンシルバニア州、ロードアイランド州、サウスカロライナ州、テキサス州、コロンビア州である。

(11) Ibid., p. 2, Mason, op. cit., p. 17.

(12) Estate of Vargas, 36 Cal. App. 3d 714 (1974).

(13) カリフォルニア州民法第四四五二条は、想像婚配偶者の地位——準婚姻財産 (Quasi-Marital Property) の分割につき、「婚姻が無効 (void) あるいは取消しうべき (voidable) ものであるとの決定がなされる時はいつでも、かつ、裁判所が、当事者のいづれか一方あるいは双方が、その婚姻は有効であると善意で信じていると認定する時はいつでも、裁判所は、そのような当事者 (party or parties) は、想像婚配偶者の地位を有すると宣言するものとし、か

つ、財産分割に争いがある場合には、第四八〇条（共有財産分割—方法—身体侵害行為に対する損害賠償 (Personal Injury Damages)）にしたがって、その男女の結びつき (union) が無効あるいは取消しえないなら、共有財産あるいは準共有財産であったところの、その男女の結びつき之間に取得された財産を分割するものとする。そのような財産を『準婚姻財産』とよぶ。裁判所が、明示的に、管轄権 (jurisdiction) を留保する場合、裁判所は、判決後、一度に財産分割をなすことができる「旨を規定する。Parker's Civil Code of California, 1981.

(14) Coats v. Coats, 160Cal. 671 (1911).

(15) Sloan, op. cit., p. 3.

(16) Ibid., p. 4.

(17) 例えば、ニューハンプシャー州では、当事者が、三年間、夫婦として同棲しており、かつ、お互いを夫婦と認める場合には、同棲 (cohabitation) を法律上の婚姻 (legal marriage) とみなす旨が、制定法上規定されており、また、インディアナ州およびモンタナ州は、統一婚姻および離婚法 (the Uniform Marriage and Divorce Act) 第三〇七条「裁判所は、権原 (title) が保持される出所 (source) あるいは形式 (form) にかかわらずなく、……当事者すべての財産を分割するものとする」を採用し、当事者の地位にかかわらずなく、財産の均等な割りまえに対する

権利を同棲者に与える。Ibid., p. 5.

(18) Mason, op. cit., p. 17, Oakley v. Oakley, 82 Cal. App. 2d 188, 192 (1947).

(19) ここにいう事実婚同棲者は、不法婚同棲者を指す。以下、事実婚同棲者は、不法婚同棲者を示すものとして取り扱ふ。

三、事実婚（＝不法婚）の解消にとむなう財産分与の方法

(一) Marvin 事件判決⁽²⁰⁾

〈事実の概要〉

原告 Michelle Triola と被告 Lee Marvin は、一九六四年六月「Ship of Fools」という映画に出演した時に知り合い、一九六四年一〇月に同居を始め、一九七〇年五月八日には、原告 Michelle Triola は、名字を Triola から Marvin へ変更するという裁判所の決定を経て、Michelle Marvin と名前を変更したが、その三日後の一九七〇年五月一日に、両者は別居するに至った。その別居の日から、Michelle は、月に八〇〇ドル

の支払を Lee からうけていたが、一九七一年一月一日には、その支払がとまり、また、再び、同居する可能性もなくなったということから、Michelle は一九七二年二月二三日、「Lee との『口頭の合意』 (oral agreement) ⁽²⁷⁾」にもとづいて、その関係中に取得された財産 (すべて被告 Lee 名義) の半分に権限を有し、また、生活費の支払 (support payments) をうける権限を有すると主張して、公判裁判所 (trial court) に申立をなした。

なお、被告 Lee Marvin は、原告 Michelle Triola と同棲を始めた一九六四年一〇月においては、その後、離婚するに至るが、Betty Marvin と法律上の婚姻関係にあり、この事実を Michelle も認識しており、したがって、彼女は、自分自身が Marvin と正式な婚姻関係にあるとは考えていなかったようである。

ただし、Michelle は、その申立の中で、社会的に、夫婦として生活するということについて、Lee との間で合意しており、さらに、彼女は、Lee に対し、話相手、

主婦、管理人 (housekeeper) や料理人として労務を提供していたと述べている。

△第一審▽

原告 Michelle Toriola の主張を認めず、原告敗訴の判決を下した。

△中間上訴裁判所▽ (intermediate appellate court)

カリフォルニア州最高裁判所によってなされた判決は、不法な関係 (meretricious relationship) にある場合には、当事者の合意なくして、なんらの権利も取得されないという原則 (principle) を確立していると述べ、また、さらに、不法な関係をもくろんでなされた契約⁽²⁸⁾というものは、公序 (public policy) に反するもので執行されえない (不法の原理 — the doctrine of illegality) として、第一審判決を支持し、同じく原告敗訴とした。

△カリフォルニア州最高裁判所▽

Tobriner 判事の意見により、原審判決を破棄し、審

理 (trial) のため、その事案を差し戻した。その判決内容は、要約すれば、以下のようなところである。

(1) 以前の判決は、事実婚パートナー (nonmarital partners) 間の明示的な契約 (express contracts) というものは、その契約が、性的奉仕 (sexual services) 上に、明白かつ不可分に基礎づけられているのでなければ、実行されうるということを表わしているものと解され、したがって、その関係が、性的奉仕に基礎づけられているのでなければ、事実婚カップル (unmarried couples) は、任意に彼らの経済的事項 (economic affairs) を決定することができる。⁽²⁵⁾

(2) そのような明示的な契約のない場合には、裁判所は、その当事者の行為 (conduct) から、意思 (intent) を充足して、事実上の黙示的な合意 (implied-in-fact agreement) や組合関係 (partnership) もしくは共同事業 (joint venture) の黙示的な合意あるいは復帰信託 (resulting trust) を認め、⁽²⁶⁾ さらには、当事者の意思を充足するという救済方法をこえて、法定

信託 (constructive trust) の利用や提供労務相当金額の請求 (quantum meruit) における取戻し (recovery) を認める、⁽²⁷⁾ というものである。

すなわち、カリフォルニア州最高裁判所は、その同棲者間の合意が、不法でみだらな約因 (unlawful meretricious consideration) によるものでなければ、一方同棲者は、彼らの間で締結されたなんらかの書面による契約 (written contract) にしたがって、他方同棲者から取戻しをなしうる旨を決定し、また、カップルの行為から黙示的な契約や組合関係もしくは共同事業の合意あるいは当事者間のなんらかの他の暗黙の了解 (tacit understanding) が暗示される場合にも、他方からの取戻しを認め、さらに、そのような認定をささえるための証拠を欠いている場合には、提供労務相当金額の請求の学説あるいは法定信託や復帰信託というようなエクイティ上の救済をも使用しうる旨を決定したのであった。⁽²⁸⁾

以下、事実婚同棲の解消に際して、本判決で用いられた明示的な契約のない場合の財産分与の具体的実現手段

である個々の救済方法を紹介する。

〔注〕

- (20) *Marvin v. Marvin*, 18Cal. 3d 660, 557 p. 2d 106, 134 Cal. Rptr. 815 (1976).
- (21) 当事者が同居している間、彼らは、彼の努力 (efforts) と所得 (earning) を結合し、かつ、彼らの個々の努力あるいは協同的な努力のいずれかの結果として蓄積されたすべての財産を均等に分割するところの口頭の合意。
- (22) この財産には、不動産、動産および一〇〇万ドル以上の映画権 (motion picture rights) が含まれる。Id. at 666, 557 p. 2d. at 110, 134Cal. Rptr. at 819.
- (23) 不法な関係 (meretricious relationship) 自体が、合意についての約因 (consideration) を形成する。Sloan, op. cit., p. 16.
- (24) 性的奉仕の履行に対して支払をなすということは、本質的に、売春であり、合法的に契約することはできないが、その合意が、このような不法でみだらな約因によっていない限りは、当事者は、彼らの所得を共同の利権としたり、共有財産を規律する法にしたがって、その関係中に取得された財産を保持することに同意することもできるし、逆に、各パートナーの所得やそのような所得から取得された財産が、賃金獲得パートナーの特有財産 (separate property)
- に届かるといふことにも同意することができる。Ibid., p. 18.
- (25) 18Cal. 3d at 672, 557 p. 2d at 114, 134Cal. Rptr. at 823. なお、オレゴン州最高裁判所も、事実婚同棲者の明示的な契約をすすんで有効にする旨を公表している。Latham v. Latham, 274 Or. 421, 547 p. 2d 144 (1976).
- (26) 18Cal. 3d at 684, 557 p. 2d at 122, 134Cal. Rptr. at 831.
- (27) Id. at 684, 557 p. 2d at 122-23, 134Cal. Rptr. at 831-32.
- (28) Sloan, op. cit., pp. 70-71, Mason, op. cit., pp. 19-20. ただし、少数意見を出した Clark 判事は、明示的あるいは事実上の黙示的な合意のいずれかにもとづいて取戻しを許可するという多数意見の一部を支持したが、不法婚カッブルが、経済的負担 (economic obligation) を避けることを意図して、婚姻を拒否しているというような場合に、そのような負担を彼らに課すべきであるかどうかということとを、多数意見は、十分に考慮しなかったということに不満を表明し、提供労務相当金額の請求やエクイティ上の救済を是認しなかった。Harvard Law Review, op. cit., p. 1710, 18Cal. 3d at 685-86, 557 p. 2d at 123-24, 134 Cal. Rptr. at 823-33.

(二) Marvin 事件判決における救済方法

(1) 復帰信託 (Resulting Trusts)

復帰信託は、例えば、無権原当事者 (non-titled party) が、不動産 (real property) の購入に基金 (funds) を寄与し、その後、エクイティ上の権利 (equitable interest) を主張するというような場合に成立する⁽⁸⁹⁾。したがって、不法婚配偶者の一方が、他方名義におかれている財産を取得する際に、その購入価格 (purchase price) の全部あるいはその一部を供給している場合には、復帰信託による救済が用いられることになる。

ところで、「ここにいう「寄与」(contribution)であるが、これは、基金あるいは他の金銭的価値のある財産 (property of value) を用いてなされなければならない、労務 (service) の提供ではないけないものとされている⁽⁹⁰⁾。そして、他方名義の財産の取得に対し、基金あるいは他の金銭的価値のある財産によって寄与がなされている場合に、寄与をなした一方の不法婚配偶者は、その寄与の割合に比例して、他方名義の財産上に権限を有する

こととなる。すなわち、不法婚の夫が財産を取得し、自己名義に権原をおいてはいるが、不法婚の妻が、その財産の購入価格の半分に寄与している場合には、エクイティ裁判所 (court of equity) は、夫は妻のために、受託者 (trustee) として財産の二分の一の権利を保持する⁽⁹¹⁾ というように決定するのである。したがって、復帰信託賦課の基本的要件は、その賦課を求めめる配偶者が、財産の購入前あるいはその購入時のいずれかの時に、対価 (consideration) を寄与していなければならないという⁽⁹²⁾ ことであり、購入後の寄与あるいは改良工事 (improvements) をなしたということや労務の提供をなした⁽⁹³⁾ ということでは、復帰信託は成立しないものとされている。

(2) 法定信託 (Constructive Trusts)

法定信託の定義については、いまだ明らかであるとは言えないが、一般的には、それは、公平 (justice) と善 (good conscience) の要求を満たすために課せられるものとされ⁽⁹⁴⁾ したがって、一方配偶者に帰属すべきところ

るの財産上の権利を、他方配偶者が、自分のものにして
いるような場合、例えば、事実婚同棲者の一方が、他方
の言葉 (words) や指導 (conduct) により、自己名義
で保持する財産の権限を他方同棲者へ譲渡させられてい
る場合に、その権利を自分のものとしている他方同棲者
から不当利得 (unjust enrichment) を妨げるために取
戻しを認めるというものである。⁽⁸⁴⁾ ただし、この場合、一
方同棲者は、詐欺的な虚偽表示 (fraudulent misrep-
esentation) あるいは隠匿 (concealment) もしくははな
んらかの不法な行為 (wrongful act) によって、他方同
棲者が財産を得たということを証明しなければならぬ
ものとされ、⁽⁸⁵⁾ それゆえ、法定信託は、財産譲渡に加え
て、それが事実上あるいは推定上の欺瞞 (fraud)⁽⁸⁶⁾ によ
り引き起こされたものであるということが、証明されな
ければ課せられないこととなる。⁽⁸⁷⁾

- (3) 提供労務相当金額の請求 (Quantum Meru-
rit) における取戻し

これは、金銭的報酬 (monetary remuneration) を

期待して、家事労働を提供する事実上の配偶者 (de facto spouses) に与えられる救済方法で、事実上の配偶
者が受けとっていた生活費 (support) より、家事労働
の額の方が大きい場合には、その差額を取り戻すことが
できるというものである。したがって、受領されていた
生活費の額が、家事労働の額よりも大である場合には適
用されず、また、それらの額の裁定に際して、困難な価
格の査定問題を生じるといふ難点がある。⁽⁸⁸⁾

- (4) 組合関係 (Partnership)、共同事業 (Joint
venture) の黙示的な合意

これは、例えば、事実婚同棲者双方が、互いに金銭を
支出し、賃貸住宅を経営しているが、それが一方のみの
名義になっているというような場合に認められる救済方
法である。このような事情のある場合には、利益を分配
するという黙示的な合意があったものとみなし、それによ
って、事実婚同棲の解消に際して、一方同棲者は、他
方 (所有名義人) から、出資した財産の割りまえを取り
戻すことができるものとされている。⁽⁸⁹⁾

[註]

- (29) Sloan, *op. cit.*, p. 7.
(30) Keene v. Keene, 57Cal. 2d 657, 371 p. 2d 329, 21Cal. Rptr. 593 (1962).
(31) したがってこの場合、夫がコモン・ロー上の所有権者とどうなることになる。
(32) Sloan, *op. cit.*, pp. 7-8, S. M. Cretney, *Principles of Family Law*, 1976, pp. 262-263.
(33) Whitfred H. Holland, *Unmarried Couples: Legal Aspects of Cohabitation*, 1982, p. 51, Cretney, *op. cit.*, p. 267.
(34) イギリスの記録長官デニング卿は、不当利得 (unjust enrichment) に対する救済として法定信託を発展させた。Holland, *op. cit.*, p. 53.
(35) Sloan, *op. cit.*, p. 9, p. 92.
(36) 事実上の欺瞞が見うけられる場合、法定信託は、当事者が「ある距離をおいて」(at arm's length) つきあっているとしても課せられることになる。これに対し、なんらの事実上の欺瞞も証明されない場合には、推定上の欺瞞にたよることになるわけであるが、この場合には、権原保持者 (title holder) と信託の賦課を求める者との間に、親密な関係 (confidential relationship) が存在するであろうことが示されなければならないものとを要する。Ibid.,

p. 9.

- (37) なお、デニング卿は、自分自身のために単独で財産を保持することが、その財産権所有者 (estate owner) にとって「不公平」(inequitable) である場合には、裁判所は、いつでも、法定信託を課すことができ、この場合、黙示的な合意あるいは共同の意図 (common intention) すらも立証される必要はないとしている。この見解によれば、公平 (justice) と善 (good conscience) が、信託を必要とする場合には、裁判所は、いつでも、信託を課すことができることになる。Cretney, *op. cit.*, p. 269.
(38) この準契約上の救済 (quasi-contractual remedy) を適用すれば、裁判所は、個人的な事実上の事項に関する争いや困難な価格査定の問題に巻き込まれることになり、さらに、家庭内の雑用 (domestic chores) の価格を確定することだけでなく、当事者が雑用のどの部分を行なったかということも決定しなければならなくなり、また、提供された扶養の価格 (おそらく、食物、衣服、与えられた娯楽の質も含まれる) も確定しなければならないこととなる。Harvard Law Review, *op. cit.*, pp. 1716-1717. なお、経済学者は、専業主婦の家事労働を二三〇〇ドル以上と算定している。Sloan, *op. cit.*, p. 19.
(39) Ibid., pp. 10-11.

(三) Marvin 事件判決以前の判例の動向

以上のように、Marvin 事件判決においては、事実婚同棲者は、その解消に際し、種々の救済方法を認められ、その同棲関係中の状態が、これらの救済方法の要件に適合すれば、同棲中に蓄積された財産に対し、事実婚同棲者は、権利を与えられるということが決定された。⁽⁴⁶⁾ それゆえ、本判決は、画期的な判決として評価されているわけであるが、それでは、この Marvin 事件判決以前の判決は、事実婚同棲の解消に際し、その同棲者にどのような財産上の権利を認めていたのであろうか。興味のあるところである。そこで、以下に、Marvin 事件判決以前の主要な判例の動向を紹介する。

まず、一九四三年 Vellera 対 Vellera 事件⁽⁴¹⁾ についてであるが、この事案においては、事実婚同棲者は、明示的な契約 (express contract) がない場合、その同棲者の基金 (funds) が、他方の財産の取得に寄与した範囲で、その関係中、共同的に蓄積された財産の割りまえ (share) に権限を有する、すなわち、復帰信託が成立

するということが判示されたが、その後の一九四七年 Oakley 対 Oakley 事件⁽⁴²⁾ では、裁判所は、事実婚同棲者は、双方ともが平等に不法であると判示し、事実婚同棲者自らが選択した地位に彼らをそのまま放置するものとした。この立場は、一九五四年 Bridges 対 Bridges 事件⁽⁴³⁾ において、さらに強化され、同棲者が、法律上の婚姻関係外の性交を目的として同棲している場合には、たとえ、明示的な契約があったとしても、それは、公序 (public policy) に反するもので、実行不可能であるとされた。⁽⁴⁴⁾ しかし、一九六二年の Keene 対 Keene 事件⁽⁴⁵⁾ では、その財産の取得に対する寄与が、労務の提供によってなされている場合には、復帰信託は成立しないが、その財産の取得に際して、金銭あるいは金銭的価値のある財産による寄与がなされていれば、復帰信託は成立するということが明らかにされた。すなわち、本件裁判所は、事実婚同棲者が、その財産の取得に寄与している場合には、Vellera 対 Vellera 事件同様、復帰信託による取戻しを認めるとしたのである。

そこで、これに続く一九七三年婚姻非訟 *Marriage of Cary* 事件⁽⁴²⁾においては、中間上訴裁判所 (intermediate appellate court) は、事実上の家族関係 (de facto family relationship) にある不法婚の配偶者の地位を、想像婚の配偶者の地位に高め、カリフォルニア州の共有財産制を不法婚配偶者に及ぼすに至った。しかし、このいわゆる「身分」(status) アプローチは、一九七五年 *Estate of Athertly* 事件⁽⁴³⁾では、受け入れられたが、雑多な批評をうけることになり、一九七五年 *Beckman* 対 *Mayhew* 事件⁽⁴⁴⁾で拒絶され、きつに、一九七六年 *Marvin* 事件判決において、「既婚者 (married persons) の権利義務を規律する原則と制定法とは、事実上の配偶者 (de facto spouses) に自動的に適用されることとはならぬ」旨が明言され、*Cary* 事件における「身分アプローチ」は、明示的に不可とされ、前述のように判示されるに至った。

[注]

(40) ただし、差戻された原審裁判所 (一九七九年四月一八日判決) では、明示的な契約や黙示的な契約あるいは組合関係もしくは共同事業の黙示的な合意があったかどうか、また法定信託や復帰信託が成立するかにつき (提供労務相当金額の請求については取り下げられた)、あらゆる証拠が収集されたが、その結果、前記のすべてが認められず、結局、*Michelle* には、彼女が、自らを再教育し、新しく使用される技術を学び、かつ、彼女が自活するため、すなわち、映画スターとして社会復帰するために、エクイティ上、一〇四〇〇〇ドルの額が裁定された。Sloan, op. cit., pp. 70-96.

なお、*Marvin* 事件裁判所は、本文のような救済方法を認める前提として、不法婚配偶者双方は公平に取り扱われるものと推定し、さらに、家事労働 (domestic services) が、贈与 (gift) として提供されてくるという長年にわたる推定を放棄した。Harvard Law Review, op. cit., p. 1716.

(41) *Vellera v. Vellera*, 21Cal. 2d 681 (1943).

(42) *Oakley v. Oakley*, 82Cal. App. 2d 188, 192 (1947).

(43) *Bridges v. Bridges*, 125Cal. App. 2d 359 (1954).

(44) ただし、この不法の原理を、カリフォルニア州の裁判所はあまり用いていないようである。Harvard Law Review,

op. cit., p. 1713.

(45) *Keene v. Keene*, 57Cal. 2d 657 (1962). 本件においては、不法婚配偶者である原告(妻)は、被告(夫)と一八年間同居し、被告の農場で働き、その所帯(household)を切り盛りしていたということである。しかし、被告が農場を売却し、その金銭の一部で家具店を購入するに際して、原告は、その購入になんらの基金あるいは他の金銭的価値のある財産による寄与もなしていなかった。このような事情のもとで、その解消に際して、原告は、彼女の労働が農場の価値を高めたとし、それゆえ、農場の売買取益(proceeds)を一部として購入された財産(家具店)上に復帰信託が成立すると主張した。

これに対し、裁判所は、「農場労働者の労働もまた、農場の価値を増加するものであるが、労働者は、それによって、財産自体あるいはその売買取益に対して、なんらの権利も取得しないということは明らかである。」とし、原告の請求を斥けた。Sloan, op. cit., p. 8.

(46) *In re Marriage of Cary*, 34Cal. App. 3d 345 (1973). 本件においては、事実婚カップルは、八年間同居しており、所得税総合申告書(joint tax returns)を提出し、共同して銀行預金を行っていた。そして、男性が働き、女性は、その家庭を維持し、四人の子供の世話をしていった。なお、彼らは、友人や家族に対し、二人は婚姻してい

る旨を告げていたが、実際には、法律上の婚姻はなしていなかったということである。

このような事実に対し、裁判所は、十分に家族的である一定の不法婚配偶者の地位を、不法婚配偶者の範疇から想像婚配偶者の範疇へと変更し、事実婚パートナーに、その関係が有効な婚姻を構成するものであるとの善意の信念がない場合ですらも、事実婚パートナーは、その関係中に蓄積された財産の半分に権限を有する旨を判示した。Mason, op. cit., p. 18.

(47) 婚姻解消に際しての財産分割の決定要因から、制定法上(一九七〇年家族法)、過失という要因が除去されている結果として、不法婚配偶者と想像婚配偶者とを異別に取り扱う必要はないとする。Sloan, op. cit., p. 13.

(48) *Estate of Athertley*, 44Cal. App. 3d 758, 769 (1975).
(49) *Beckman v. Meyhew*, 49Cal. App. 3d 529, 534 (1975).

四 おわりに

以上のように、カリフォルニア州最高裁判所は、Marvin 事件判決において、Cary 事件裁判所が採用したいわゆる「身分」アプローチをこえて、不法婚パートナー

に契約法原理にもとづく救済とエクィティ上の救済とを是認した。

ところで、この不法婚同棲の問題は、アメリカ合衆国のみならず、西ドイツ⁽⁸⁰⁾、カナダ⁽⁸¹⁾等の欧米先進諸国においても、かなり問題となっており、また、日本においても、最近、週刊紙等で散見されるように、裁判上の争いにこそ至ってはいないが、その数は増加の傾向にあるようである。このことから、近い将来、日本でも、その解消に際しての財産分与の問題が、顕在化してくるものと思われる。勿論、このような不法婚カップルが、その解消に際して、彼らが自らを置いた地位に自らを放置するなら、すなわち、なんらかの契約が締結されている場合には、その契約を履行し、なんらの契約も締結されていない場合には、なんらの要求もなさないというなら、争いは生ずべくもない。しかし、その解消に際して、必ずしも契約が履行されるとは限らず、また、なんらの契約も締結されていないという場合でも、解消後の生活維持のため、あるいは、不法婚中に蓄積された財産上に一

方がなんらかの寄与をなしていたという場合には、一方が他方に対し財産分与を求めて訴えを提起するということは、容易に考えられるところといえる。ここにおいて、Marvin 事件判決における救済方法が意味をもつこととなる。

ちなみに、国家というものが、法律婚主義を採用している以上、原則として、事実婚、とくに、不法婚を有効な婚姻と認めることはできない。勿論、その実質に重点をおいて婚姻に準ずるものとして、Cary 事件判決におけるような「身分」アプローチにもとづく救済方法を課すということも考えられないではない。しかし、不法婚の当事者は、法律婚を締結するという婚姻意思を欠き、なおかつ、法律婚上の保護あるいはそれにとりまぬ規制を避けるために不法婚を選択した者である。したがって、このような者に対しては、その不法婚の性質上、「身分」アプローチからの救済を認めるといふよりはむしろ、不法婚当事者をビジネスパートナーと構成し、当事者がなんらかの契約をなしている場合には、それが公

序に反しない限り、一方の他方に対する履行の請求を認め、また、一方が不当に利得している場合には、他方にその取戻しを認めるといふように、他の未婚者と同様の契約法原理 (contracts principles) にもとづく救済を認める方が妥当といえよう。

しかし、ここで注意すべきことは、不法婚当事者を完全に契約法の範疇に委ねてしまうことはできないということである。⁵³⁾前にも述べたが、不法婚当事者は、だいたいの場合、法の規制を避け、自らの意思でお互いの経済的事項について自由に取り決めをなしうるといふ便宜さのゆえに不法婚を選択しているのである。したがって、彼らのなした取り決めに契約法上の保護を与え、「身分」アプローチを完全に捨象してしまうというなら、不法婚当事者は、不法婚締結の当初の目的を完全に達成するということになり、そのことは、結果として、不法婚の承認という事態を招来することにもなりかねないのである。そこで、不法婚当事者によって意図された義務以上の経済的義務をその当事者に課すといふならかの身分

上の救済が必要となるわけである。⁵⁸⁾

不法婚当事者の保護に関する問題は、それが、不法婚の承認につながるか否かという問題と密接な関連を有するがゆえに、非常に厄介な問題といえる。確かに、不法婚当事者を彼らが意図した経済的取り決め範囲内で保護することは、不法婚の承認につながることもなろう。

しかし、それを超えて、不法婚当事者に、一定の範囲内で法律婚配偶者に与えられている保護を与えることは、必ずしも不法婚を承認することにはつながらない。不法婚当事者が意図した経済的効果以上の効果が、与えられることになるなら、少なくとも、その当事者は、不法婚締結の当初の目的を達成できないということになり、したがって、不法婚は不法婚としての意義を失うこととなるのである。つまり、その保護の機能から見れば、法律婚上の保護を不法婚当事者に与えることは、不法婚の否定につながるものと考えられる。

不法婚選択者に、何らの法的保護も与えないとすることも、疑問の余地のない不法婚否定の方法である。⁵⁴⁾しか

し、いくらこの方法で不法婚を否定してみたところで、それが、当事者にとって負担となるものではないということから、現実が増加してくる不法婚に歯止めをかけることはできないし、また、その解消に際して、一方当事者に非常に苛酷な結果をもたらす場合も生じてくることになる。つまり、このような否定方法では、不法婚に関する問題をなんら解決することはできないのである。不法婚当事者は、その便宜さ、手軽さのゆえに不法婚を選択する者である。したがって、不法婚当事者を彼らを選択した地位にそのまま放置するというよりもむしろ、不法婚当事者になんらかの法的規制を加え、それにより当事者に負担を負わせた方が、不法婚の減少につながるものと考えられる⁽⁵¹⁾。また、その解消に際しての生活困窮者に対する配慮という面からも、妥当な結果を導くことになる。その意味で、Marvin 事件判決は注目に値するものと思われる。今後、カリフォルニア州においては、この Marvin 事件判決にしたがって、不法婚の問題が処理されることになるであろう。以上、不十分ながら私

見を述べさせていただいた。

なお、Marvin 事件判決以後の判例については、今後とも、フォローしていきたいと考えている。

〔注〕

(50) 西ドイツにおける事実婚に関する問題については、太田武男「本沢己代子」西ドイツにおける事実婚配偶者の法的地位」民商法雑誌八五巻二号二二七頁以下に詳細に述べられている。

(51) Holland, *op. cit.*, p. v.

(52) 契約の実行が確保されれば、不法婚は、その選択者にとって、より魅力的なものとなるであろう。Harvard Law Review, *op. cit.*, p. 1713.

(53) Marvin 事件裁判所は、婚姻上の身分 (marital status) に附随するところの「当事者によって意図された義務以上の経済的義務を当事者に課す」という黙示的救済方法 (implied remedies) を認める。Ibid., pp. 1717-1718. See, Crenney, *op. cit.*, pp. 262-269.

(54) 西ドイツでは、事実婚は、現在でもなお、基本的には、法的拘束力を認められていないということである。詳しくは、太田「本沢・前掲」二三三〜二三六頁、二四二〜二四三頁。

(55) 不法婚当事者は、州や連邦制定法によって、婚姻上の身分に付帯される経済上の効果を避けるために、法律上の婚姻をなさないのである (Harvard Law Review, *op. cit.*, p. 1718)。したがって、不法婚当事者に法律婚配偶者と同等の経済的効果を課せば、不法婚当事者は、不法婚選択の意義を失うこととなる。